

平成28年4月1日より

(一社)日本旅行業協会正会員
観光庁長官登録旅行業 第1857号

名鉄観光バス

- c. 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する受注型企画旅行契約
当該船舶に係る取消料の規定によります。

- (2) 旅行契約成立後、お客様の都合によりコースまたは出発日を変更された場合は、取り消し後に再予約を行うこととなり、上記の取消料の対象となります。
- (3) 次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。
（ア）契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第2 1項の表左欄に掲げるものその他の重要なものであることに限ります。
（イ）第8項（1）の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
（ウ）天災地震、暴乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる可能性が極めて大きいとき。
（エ）当社がお客様に対し、第4項に定める期日までに確定書面（最終日程表）を交付しなかったとき。
（オ）当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

- (4) 当社は、（1）により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（または申込金）から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、（3）により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（または申込金）の全額を払い戻します。

1.1. お客様の解除権－旅行開始後

- (1) 旅行開始後において、お客様の都合により旅行契約を解除または一時離脱をした場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- (2) お客様の責に帰さない事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなったときは、お客様は不可能になった旅行サービス提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスの提供に係る部分を払い戻します。

1.2. 当社の解除権－旅行開始前

- (1) お客様が第5項に定める期日までに旅行代金のお支払いがないときは、当社は、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合は第1 0項に定める取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。
（ア）お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。
（イ）お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が認めるとき。
（ウ）お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
（エ）スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ表示した旅行実施条件が成立しないとき、またはそのおそれが極めて大きいとき。
（オ）天災地震、暴乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当該旅行の安全かつ円滑な実施が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程の履行がすべて円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (3) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
（甲）お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行なったとき。
（ウ）お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行なったとき。
- (4) 当社は、（1）により旅行契約が解除したときは、既に收受している旅行代金（または申込金）から違約料を差し引いた戻します。（2）により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（または申込金）の全額を払い戻します。

1.3. 当社の解除権－旅行開始後

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。
（ア）お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
（イ）お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴力又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
（ウ）お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
（エ）お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行なったとき。

ご旅行条件書(受注型企画旅行)

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

- (10) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げると当社が判断する場合には、お申し込みをお断りすることがあります。
- (11) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるときには、お申込みをお断りすることがあります。
- (12) お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行なったときには、お申込みをお断りすることがあります。
- (13) お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行なったときには、お申込みをお断りすることがあります。
- (14) その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りすることがあります。
- (15) 渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ：http://www.forth.go.jp/でをご確認ください。
- (16) 渡航先（国又は地域）によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に販売店より「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、外務省「外務省海外安全ホームページ」：http://www.anzen.mofa.go.jpでをご確認ください。
- (17) 旅行のお申し込み後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は旅行契約の内容を変更し又は解除することがあります。外務省「海外危険情報」が「レベル2：不要不急の渡航は止めて下さい。」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の催行を中止する場合があります。その場合は旅行代金を全額返金します。ただし、当社が安全に適切な措置が取られると判断して、旅行を催行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめられると当社は所定の取消料を申し受けます。

4. 契約書面および確定書面（最終日程表）の交付

- (1) 当社は、受注型企画旅行契約の成立後速やかに、契約書面をお客様にお渡しします。
- (2) 契約書面を交付した場合において、当社が企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、契約書面に記載する場所および時期です。
- (3) 確定した旅行日程、航空機の便名および宿泊ホテル名、集合場所および時刻等が記載された確定書面（最終日程表）を速くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。（原則として旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7～10日目にあたる日より前にお渡しするよう努力いたしますが、旅行開始日が年末年始、ゴールデンウィーク等の特定時期にあたるコースの一部では、旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします。）ただし、旅行開始日の前日からさかのぼって7日目にあたる日以降に旅行の申し込みがなされた場合には、旅行開始日までにお渡しします。また、お渡し期日前であってもお問い合わせいただければ、手配内容についてご説明いたします。
- (4) 確定書面を交付した場合には、当社が手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面（最終日程表）に記載するところに特定されます。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金の額は、契約書面に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払いください。

6. 渡航手続

- (1) 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得はお客様の責任で行って下さい。また、日本国籍以外の方は、自国の領事館・渡航先の領事館・入国管理事務所にお問い合わせ下さい。旅券の残存有効期間、査証取得の要・不要についてはパンフレット等に表示されます。
- (2) 当社は、「旅行業約款渡航手続代行契約の部」の規定に基づき、別途、「渡航手続代行契約」を締結して、所定の料金を申し受け、お客様より委託された渡航手続きの全部または一部を代行することがあります。
- (3) 当社は、当社の責に帰すべき事由によらず渡航書類の取得ができずまたは関係国への出入国が許可されなかったとしても、その責任を負うものではありません。

7. 旅行契約内容の変更

- (1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- (2) 当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地震、暴乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係をご説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。

8. 旅行代金の額の変更

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼ

- て15日目にあたる日より前にお客様に通知します。
- (2) 旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、その変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 第7項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備が不足したこと（いわゆるオーバーブッキング等）による変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面等に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

9. お客様の交代

- (1) お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入のうえ手数料（お1人様につき10,000円消費税別）と共に当社に提出していただきます。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社が承諾し、（1）の手数料を当社が受領したときに限り効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けたい方が、この旅行契約に関する一切の権利および義務を承継することにになります。

10. お客様の解除権－旅行開始前

- (1) お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、当社の営業日・営業時間内にお受けしますので、旅行にお申し込み時に営業時間等をお客様ご自身でご確認ください。
（ア）国内旅行に係る取消料
a. 次項以外

解 除 期 日	取 消 料（おひとり）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって2 1日目（日曜日旅行にあっては1 1日目）にあたる日まで	企画料金に相当する額
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって2 0日目（日曜日旅行にあっては1 0日目）にあたる日以降8 日目にあたる日まで	旅行代金の2 0％
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降前々日にあたる日まで	旅行代金の3 0％
旅行開始日の前日	旅行代金の4 0％
旅行開始日当日	旅行代金の5 0％
無連絡不参加および旅行開始後	旅行代金の1 0 0％

- b. 貸切船舶を利用する旅行契約
当該船舶に係る取消料の規定によります。
（イ）海外旅行に係る取消料
a. 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する旅行契約
（次に掲げる旅行契約を除く。）

解 除 期 日	取 消 料（おひとり）
イ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3 1日目にあたる日まで	企画料金に相当する額
ロ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3 0日目にあたる日以降3 1日目にあたる日まで	旅行代金の2 0％
ハ. 旅行開始日の前々日以降旅行開始日の当日まで（二に掲げる場合を除く）	旅行代金の5 0％
ニ. 無連絡不参加および旅行開始後	旅行代金の1 0 0％

解 除 期 日	取 消 料（おひとり）
イ. ロからホまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場所に限る。）	企画料金に相当する額
ロ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって9 0日目にあたる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の2 0％
ハ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3 0日目にあたる日以降に解除する場合（二及びホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の5 0％
ニ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって2 0日目にあたる日以降に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の8 0％
ホ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3 日目にあたる日以降に解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の1 0 0％

